

例えば、卵子提供による家族形成について⑥

その前に・・・家族形成のための支援検討会 @ 島根県

荒木晃子



作成：内田クリニック

「家庭が必要な子ども／親にいたいカッフル」の援助者がつながる支援

ひと通りの質疑応答を終え、3 つ目の検討事項に移る。議題は「質問票から見えてくること」。内容は、「当事者への理解の必要性(不妊治療者の現状、選択を示されること、選択することへの葛藤、選択することで得られるもの、特別養子縁組里親希望者の現状)、質問票から見える現状の問題点」である。質問票とは、当日会議に出席していない県内 4 カ所の生殖医療指定医療機関を含む 32 カ所の産科医療機関と、生殖看護学会山陰地区、県庁健康推進課、県庁青少年家庭課、乳児院、児童養護施設、養子縁組里親当事者に向け、事前にそれぞれが検討会で「確認したいこと、質問したいこと」等を質問票として提出し、一旦

回収。次に、質問先の各機関へその質問票をあらためて送付し、返送された回答を、県職員であり(当時は)児童相談所相談員でもあった W 氏がまとめた資料である。

検討会までに回収した関係各機関からの質問事項は、全部で 29 項目に上る。内訳は、実際に不妊治療経験後養子縁組した里親から医療機関へは 3 項目。同じく福祉関係機関へは 2 項目。他に、医療関係機関への要望として 1 件が添えられている。また、乳児院より福祉関係機関へは 1 項目。さらに、日本生殖看護学会山陰地区勉強会より福祉関係機関へは 3 項目。同じく医療関係機関へは 1 項目の質問があった。他にも関係各位への質問及び、行政への要望等は筆者よりそれぞれの担当者へ質問するに至った。なお、質問票には、以上 29 項目に対する各機関の回答が記述さ

れており、一見しただけで、「家庭が必要な子ども」と、「親になりたいカップル」の援助現場がそれぞれに多くの課題を抱えている現実を垣間見ることができた。回収した紙面に、実際どのような課題が浮き彫りになったのだろうか。回答を得た質問票の中から、抜粋してみよう。

援助者たちの課題

【質問1】実際、産婦人科から特別養子へとつなぐケースは年間どれくらいあるのか。どのような背景が多いのか。

まず、質問1. に対して行政(児童相談所)からは、産婦人科から特別養子へとつながれたケースなど、個々のケースの詳細について把握していないとしながらも、平成23年度以降平成26年10月末現在までの毎年、養子縁組里親委託児童は存在していたとある。子どもの年齢は、平成23年～25年までが、生後数か月～2歳児。平成26年度のみ、0ヶ月児であった。また、その背景についても、詳細は把握していないとしながらも、望まない妊娠による出産、養育困難などがあると思われる旨の回答を得た。

次に、同質問に対する県内の産科医療機関のうち、未回収を除く10施設から回収した回答をみると、3施設(いずれも総合医療施設)の産婦人科が特別養子縁組へとつなぐケースがある/あったと回答し、1施設からはほぼなしという回答を得た。その背景には、シングルマザーで育児困難、若年妊婦、未婚などの理由が挙げられていた。産科医療施設では、当然のことながら、出産する女性の社会背景や家族背景等の記載があり、「家族の状況から育児が難しい」等の記述からは、出産予定の

女性とその家族との話し合いが進行中である旨説明があった。これらの回答からは、産科医療の現場では出産以前から、出産後、児の養育に関する相談が医療関係者によって行われていることが明らかになったが、その際、児童相談所や行政の関与はなかった。

この産科医療機関の回答は、「質問1. に対する行政の回答＝特別養子へとつなぐ子どもの個々の背景について詳細を把握していない」という回答に結びつく。出産後、誕生した児の養育は困難(の可能性のある)との判断には、医学的所見(診断)や退院後の養育環境、また、出産する女性の家族の意向やその関係性の聞き取りから、先に医療者たちが検討する可能性があることが明らかになった。

児童相談所の報告から

児童福祉法によると、「児童及び妊産婦の福祉」に関する業務は、市町村、都道府県の業務とされ、これまでも養育困難と思われるケースや飛び込み出産などのケースに対しては、相談業務や里親委託、乳児院措置などの支援を行ってきた。しかし、平成15年7月1日～平成25年3月31日までに起きた全国の虐待児童死亡事例を検証する中で、日齢0日児、月齢0ヶ月児などの死亡事例がきわめて多いことなどから、平成20年には児童福祉法が改正(H21年4月施行)され、要保護児童対策地域協議会の支援対象に「特定妊婦」(出産後の養育について出産前の支援が特に必要な妊婦)が加えられた。この改定により、出産後養育が困難(の可能性のある)妊婦に対しては、一般妊婦に対する対応とは区別した「特定妊婦」として、法律上の支援対象にあげ

られることになったことは大きいという。

この報告は、支援検討会の約1年ほど前に開催された「第2回日本生殖看護学会山陰地区勉強会」で講師を務めた県下の児童相談所所長の報告により得た情報である。報告では、生殖医療や産科医療に携わる生殖看護認定看護師たちが、自らの学びの場に児童相談所所長を招き、社会的養護下にある子どもたちの現状について知る機会を設けた。それはまさに、生殖医療技術で児を得ることがかなわなかった不妊治療後の当事者カップルが、手探りで新たな家族形成の選択肢を探る道程を知るための、道先案内の役割を担う学びであったともいえよう。他にも、毎年実施される島根県の里親研修会などでファミリー・aim・パスポート(前号で紹介した小冊子)を活用するなど、他領域の援助者たちがそれぞれに、支援検討会に至るまでに、ひとりでも多くの同領域の仲間に対して、あらたな家族形成のための支援の意識周知をはかる努力を積み上げていくと聞く。児童福祉領域では、子どもの援助者たちが生殖医療現場の情報を学び、また、生殖医療者たちは家庭を必要とする児の現状を学んだ。生殖医療現場には、里親・養親候補となる(かもしれない)子どもをのぞむカップルが集い、児童福祉領域には、家庭を必要とする社会的養護下の子どもたちの存在がある。両領域の援助者たちは、それぞれの被援助者たちに必要な情報を獲得し共有するべく新たな視野を切り開く開拓者集団でもあった。

(次号へ続く)

<ひとことメモ>

近年、児童虐待の報道が TV 画面や新聞紙面に頻繁に取り上げられるようになった。以前

は、本当にこんな親もいるんだとか、自分の子を虐待する神経はどんなだろう、などといった意見も耳にしたが、最近では日々の生活の中にある日常的な出来事という感覚が生まれつつあるほど、事件の起こる頻度が高いと感じる。そして今回、児童福祉現場の事例検証報告で知ったその現状に、最近覚えた虐待報道についての感覚がリアルな体験に変わったように思う。ここでは、私が検討会当日覚えた感覚を、読者(特に医療関係者)のみなさんに体感していただきたいと考え、その内容を記述したいと思う。なお、以下の内容は、検討会当日報告された、島根県益田児童相談所所長 山崎俊行氏作成のスライドを一部引用させていただいたものである。

虐待児童死亡事例の報告概要

【死亡事例の検証結果(H15.7.1~H25.3.31)】

- ・虐待により年間 55 名の児童が死亡(9 年 9 か月間に 546 名、心中でも 394 名が犠牲に)
- ・4 割以上が 0 歳児(0~5 歳児が約 9 割)
- ・0 歳児の 4 割が 0 ヶ月児(内 8 割以上が 0 日児)
- ・身体的虐待が 6 割以上、ネグレクトも 1~3 割
- ・加害者の 56%は実母(0 ヶ月児は 9 割)、実父は 16%
- ・妊娠期、周産期の問題では「望まない妊娠」「母子健康手帳未発行」「妊婦健診未受診」「若年(10 代)妊娠」が多い

【0 日・0 ヶ月児死亡事例支援策】

- * 妊娠から出産の切れ目のない支援と相談窓口の周知
- * 医療機関と行政の連携
- * 相談の場、縁組・里親制度の情報提供
- * 思春期からの性に関する正確な情報提供